

公告 第731号

## 組合規程の廃止について

令和6年2月28日付SCSK健発第1127号、第1128号、第1130号をもって以下の規程を廃止することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、別添のとおり公告する。

令和6年3月26日

SCSK健康保険組合  
理事長 小林 良成

### ■廃止する規程

- ・高額医療費資金貸付規程
- ・出産費資金貸付規程
- ・インフルエンザ予防接種補助金支給規程

以上

# SCSK健康保険組合 高額医療費資金貸付規程

(目的)

**第1条** この規程は、健康保険法（以下「法」という。）第115条第1項の規定による高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給を受けることが見込まれる者に対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、療養に要する費用を貸付けることにより、被保険者（被保険者であった者を含む。以下同じ。）及びその被扶養者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(貸付対象者)

**第2条** 資金の貸付けを受けることができる者は、当組合の被保険者であつて、高額療養費の支給を受ける見込みがあり、かつその高額療養費の支給の対象となる月分にかかる療養に要する費用について医療機関等から請求を受けた者又はその費用を支払った者とする。

ただし、他の法令により、当該療養に要する費用について公費負担がある場合を除く。

(貸付額)

**第3条** 資金の貸付額は高額療養費支給見込額の100分の80とする。ただし、算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数は貸し付けない。

(貸付利息)

**第4条** 貸付金には、利息を付さない。

(貸付申込)

**第5条** 資金の貸付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、高額医療費資金貸付申込書に次の書類を添付し、当組合に提出しなければならない。

(1) 医療機関等からの療養に要する費用の内訳のある請求書又は領収書

(2) 申込者が市町村民税を課されない者又は生活保護法の要保護者であるときはその旨

が明らかになる書類

(資金貸付の決定等)

**第6条** 理事長は、申請書を受理したときは、すみやかに審査し、貸付けの可否及び貸付額を決定しなければならない。

**2** 理事長は貸付けの可否及び貸付額を決定したときは、高額医療費資金貸付可否決定通知書により、申込者に通知するものとする。

3 申込者は、高額医療費資金貸付決定通知書を受領したときは、当該貸付けに係る借用証を理事長に対し提出するものとする。

(貸付の方法)

**第7条** 貸付金の貸付方法は、組合窓口での現金払い又は金融機関（銀行）への振込とする。

(貸付期間等)

**第8条** 資金の貸付期間は、当該貸付金にかかる高額療養費が支給される日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず高額療養費の額が貸付金の額に満たないときは、その差額分については、理事長の指定する日までとする。

(即時償還)

**第9条** 理事長は資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が偽りの申込み、又は不正の手段により貸付けを受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、ただちに償還させるものとする。

(高額療養費が不支給となった場合の取扱い)

**第10条** 理事長は、当該貸付金にかかる高額療養費が不支給となったことを知ったときは、期日を指定して償還させるものとする。

(領収証等の交付)

**第11条** 理事長は、貸付金の全額が償還されたときは、借受人に対し、当該貸付金にかかる領収証を交付するとともに、借用証を返還するものとする。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

# SCSK健康保険組合

## 出産費資金貸付規程

(目的)

**第1条** この規程は、健康保険法（以下「法」という。）第101条の規定による出産育児一時金または法第114条による家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）の支給を受けることが見込まれる者に対し、出産育児一時金等の支給を受けるまでの間、出産に要する費用を貸し付けることにより被保険者（被保険者であった者を含む。以下同じ。）及びその被扶養者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(貸付対象者)

**第2条** 資金の貸付けを受けることができる者は、当組合の被保険者であつて、出産育児一時金等の支給を受ける見込みがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 出産予定日まで1ヶ月以内の者又は出産予定日まで1ヶ月以内の被扶養者を有する者
- (2) 妊娠4ヶ月以上の者で医療機関に一時的な支払いが必要となった者又は妊娠4ヶ月以上の被扶養者を有する者で医療機関に一時的な支払いが必要となった者

(貸付金額)

**第3条** 資金の貸付限度額は、出産育児一時金の8割を基準とした額とする。

(貸付けの方法)

**第4条** 貸付金の貸付方法は、組合窓口での現金払い又は金融機関（銀行）への振込とする。

(貸付期間等)

**第5条** 資金の貸付期間は、当該貸付金に係る出産育児一時金等が支給される日までの間とする。

(貸付金の利息)

**第6条** 貸付金には、利息を付さない。

(貸付申込)

**第7条** 資金の貸付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、出産費資金の貸付申込書に次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類を添付し、当組合に提出しなければならない。

(1) 第2条第1号に掲げる者

母子保健法第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳（以下単に「母子健康手帳」という。）の写しその他出産予定日まで1ヶ月以内であることを証明する書類

(2) 第2条第2号に掲げる者

母子健康手帳の写しその他妊娠4ヶ月以上であることを証明する書類及び医療機関等からの出産に要する費用の内訳のある請求書又は領収書

(資金貸付の決定等)

**第8条** 理事長は、申請書を受理したときは、すみやかに審査し、貸付けの可否及び貸付金額を決定しなければならない。

2 理事長は、貸付けの可否及び貸付け額を決定したときは、貸付申込者が指定した金融機関の口座に貸付金を振り込むとともに、出産費資金貸付可否決定通知書により、申込者に通知するものとする。

3 申込者は、出産費資金貸付可否決定通知書を受理したときは、当該貸付けに係る借用証を理事長に提出するものとする。

(貸付金の精算等)

**第9条** 貸付申込者は、出産育児一時金等の受理を健康保険組合の理事長に委任するものとする。

2 貸付金の返済は、健康保険組合の理事長が代理受理した出産育児一時金等を充当して行う。

3 理事長が代理受理した出産育児一時金等の額のうち貸付金額を上回る額については、当該上回る額を申込者が指定した金融機関の口座に振り込むとともに、出産費資金貸付金返済完了・精算金支払通知書、出産育児一時金等支給決定通知書及び申込書へ返済すべき借用証を申込者へ送付する。

(届出事項)

**第10条** 貸付申込者は、貸付申込みを行った後貸付金の返済が完了するまでの間に次の各号に該当する場合は、別に定める届出を当組合に提出しなければならない。

(1) 住所・氏名の変更

(2) 口座の変更

(3) 被保険者資格の変更

(即時償還)

**第11条** 理事長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が偽りの申込み、又は不正の手段により貸付けを受けたときは、前項の規定にかかわらず、直ちに

償還させるものとする。

(出産育児一時金等が不支給となった場合の取扱い)

**第12条** 理事長は、当該貸付金に係る出産育児一時金等が不支給となったことを知ったときは、期日を指定して償還させるものとする。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

# SCSK健康保険組合 インフルエンザ予防接種補助金支給規程

(目的)

**第1条** この規程は、SCSK健康保険組合(以下「組合」という)の被保険者および被扶養者がインフルエンザ予防接種を受け費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、予防接種を受ける機会を広く与え、かつ奨励し健康管理ならびに疾病予防に資することを目的とする。

(支給対象者)

**第2条** 組合に加入する被保険者および被扶養者を対象とする。

(支給要件)

**第3条** 次の各号すべてに該当した場合に補助金の交付を行うものとする。

- ① 受診日現在、組合の被保険者および被扶養者の資格を有していること。
- ② 組合が毎年度定める補助金支給対象期間内に受診すること。

(補助金の支給限度額および回数)

**第4条** 補助金の額は、受診者1人当たり3,000円を上限として、その実費相当額を支給するものとする。

2 補助金は1人当たり、一年度に1回とする。

(支給申請手続き)

**第5条** 補助金を請求しようとする者は、以下のいずれかの方法により毎年度組合が定める期間内に手続きを行わなければならない。

(1) 届出用紙による申請の場合

次の書類を組合に提出するものとする。

- ①インフルエンザ予防接種費用補助金交付申請書
- ②インフルエンザ予防接種の受診費用であることが明記された受診者宛ての医療機関が発行する領収書原本

(2) 電子申請の場合

健康ポータルサイトPe p Upに(1)②の画像を添付の上、申請を行うものとする。

附 則

この規程は、令和2年9月1日より施行する。